

目 次

第 1 編 風水害対策編

第1章 総 則		
第 1 節	計画の目的	風水-1
第 2 節	計画の方針・構成	風水-2
	第 1 項 計画の方針	風水-5
	第 2 項 計画の構成	風水-6
	第 3 項 計画の修正	風水-6
	第 4 項 計画の周知	風水-7
第 3 節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	風水-20
	第 1 項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	風水-20
	第 2 項 住民の責務	風水-20
	第 3 項 自主防災組織の責務	風水-20
	第 4 項 企業防災の促進	風水-21
第 4 節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	風水-21
	第 1 項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	風水-21
	第 2 項 災害及び社会構造の変化と対応	風水-22
第 5 節	市の概況と災害想定	風水-25
	第 1 項 市の概況	風水-25
	第 2 項 災害の想定	
第2章 災害予防計画		
第 1 節	風水害に強いまちづくり	風水-30
	第 1 項 水害予防対策	風水-32
	第 2 項 土砂災害予防対策	風水-34
	第 3 項 都市防災対策	風水-35
	第 4 項 建築物等の安全性の確保	風水-36
第 2 節	道路等交通関係施設の整備と管理	風水-37
	第 1 項 道路施設等の点検・整備計画	風水-38
	第 2 項 法面崩壊対策	風水-39
第 3 節	ライフライン施設の機能確保	風水-40
	第 1 項 上水道施設災害予防計画	風水-41
	第 2 項 下水道施設災害予防計画	風水-42
第 4 節	農林業災害予防対策	風水-44
	第 1 項 農業災害予防計画	風水-44
	第 2 項 農作物等災害予防計画	風水-45
	第 3 項 防災営農体制等の整備	風水-47
第 5 節	災害発生前における体制の整備	風水-48
	第 1 項 警報等の伝達体制の整備	風水-48
	第 2 項 避難誘導體制の整備	風水-45
	第 3 項 災害未然防止活動体制の整備	風水-47
第 6 節	情報の収集・連絡体制の整備	風水-48
	第 1 項 無線通信施設整備計画	風水-48
	第 2 項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画	風水-48
	第 3 項 防災情報共有システムの機能拡充	風水-48
	第 4 項 広報、広聴体制の確立	風水-50
第 7 節	活動体制の整備	風水-51
	第 1 項 宮崎市防災会議運用計画	風水-51
	第 2 項 宮崎市災害対策本部組織計画	風水-51
	第 3 項 初動体制確立への備え	風水-52
	第 4 項 広域応援体制等の整備・充実	風水-53
	第 5 項 航空消防防災体制の整備	風水-54
	第 6 項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	風水-55
第 8 節	避難収容体制の整備	風水-56
	第 1 項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	風水-56
	第 2 項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	風水-59
	第 3 項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	

	第4項	避難誘導体制の整備	風水-59
	第5項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	風水-60
	第6項	指定避難所の開設運営体制の整備	風水-61
	第7項	応急仮設住宅の供用体制の整備	風水-63
第9節 要配慮者等安全確保体制の整備	第1項	社会福祉施設、医療機関等の対策	風水-65
	第2項	在宅の要配慮者対策	風水-65
	第3項	避難行動要支援者対策	風水-66
	第4項	要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	風水-70
第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備	第1項	消防活動困難地区等の火災予防対策	風水-71
	第2項	防火管理体制の強化対策	風水-71
	第3項	予防指導・査察計画	風水-71
	第4項	消防力・消防施設等の整備強化対策	風水-71
	第5項	救急・救助体制の整備	風水-71
第11節 医療救護体制の整備	第1項	災害時医療体制の整備	風水-72
	第2項	医療施設・設備の整備	風水-72
	第3項	医薬品等の確保	風水-73
第12節 緊急輸送体制の整備	第1項	緊急輸送道路の整備	風水-74
	第2項	緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	風水-75
	第3項	緊急輸送体制の確保	風水-75
第13節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備	第1項	給水体制の整備	風水-76
	第2項	食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	風水-76
	第3項	資機材等の供給体制の整備	風水-76
第14節 防災知識の普及	第1項	防災知識普及計画	風水-77
	第2項	職員に対する防災知識普及	風水-78
	第3項	住民に対する防災知識普及	風水-78
第15節 自主防災組織等の育成強化	第1項	自主防災組織の活動促進・支援	風水-81
	第2項	自主防災組織の育成計画	風水-82
	第3項	企業等における防災活動の推進	風水-82
	第4項	地区防災計画の策定	風水-83
第16節 防災関係機関の防災訓練の実施	第1項	総合防災訓練・市民参加型訓練	風水-84
	第2項	各種防災訓練計画	風水-85
	第3項	防災訓練の検証	風水-86
第17節 ボランティアの環境整備	第1項	活動支援体制の整備	風水-87
	第2項	ボランティアの養成・登録	風水-88
第18節 風水害に関する調査・研究等の推進	第1項	調査・研究の推進	風水-89
	第2項	調査・研究項目	風水-89
	第3項	災害教訓の伝承	風水-89
	第4項	各種データの保存・整備	風水-90
第3章 災害応急対策計画			
第1節 災害発生直前の対応	第1項	気象情報等の収集・伝達	風水-91
	第2項	洪水予報・水防警報等の収集・伝達	風水-99
	第3項	土砂災害警戒情報等の収集・伝達	風水-106
	第4項	避難誘導の実施	風水-107
	第5項	災害の未然防止対策	風水-109
第2節 活動体制の確立	第1項	災害対策組織計画	風水-111
	第2項	職員配備計画	風水-135
第3節 水防計画	第1項	水防計画	風水-142
第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1項	災害情報の収集・伝達	風水-143
	第2項	被害状況の調査・伝達	風水-146
	第3項	被害情報の報告	風水-147
	第4項	通信手段の確保	風水-152

第5節 災害広報活動	第1項 住民に対する広報活動	風水-156
	第2項 報道機関に対する広報要請	風水-158
第6節 応援要請・受入れ	第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	風水-160
	第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	風水-168
	第3項 他市町村への応援の実施	風水-169
	第4項 協定に基づく応援派遣要請	風水-169
	第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	風水-171
	第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	風水-172
	第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	風水-173
第7節 避難収容活動	第1項 避難に関する情報の伝達	風水-174
	第2項 警戒区域の設定	風水-183
	第3項 避難誘導の実施	風水-184
	第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	風水-186
	第5項 要配慮者への配慮	風水-193
第8節 救助・救急及び消火活動	第1項 救助・救急活動	風水-198
	第2項 消防計画	風水-200
第9節 医療救護活動	第1項 医療体制	風水-201
	第2項 搬送体制の確保	風水-205
	第3項 医療情報の確保	風水-205
	第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	風水-206
第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第1項 交通規制の実施	風水-207
	第2項 緊急輸送道路の確保	風水-209
	第3項 緊急輸送	風水-210
	第4項 車両等の確保	風水-211
	第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	風水-213
	第6項 鉄道輸送	風水-214
	第7項 海上輸送	風水-214
第11節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第1項 食糧供給計画	風水-215
	第2項 給水計画	風水-215
	第3項 生活必需品等供給対策	風水-215
第12節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第1項 防疫・保健衛生対策	風水-216
	第2項 衛生対策	風水-219
	第3項 被災動物対策	風水-220
	第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	風水-220
	第5項 障害物除去対策	風水-223
	第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	風水-224
第13節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第1項 行方不明者の捜索	風水-226
	第2項 遺体収容所の開設と運営	風水-227
	第3項 遺体の火葬・埋葬	風水-228
第14節 応急住宅対策	第1項 被災建築物等の危険度判定	風水-229
	第2項 住宅の応急修理	風水-229
	第3項 応急仮設住宅の建設	風水-231
	第4項 公的住宅等の空き家の活用	風水-233
	第5項 広域避難及び広域一時滞在	風水-233
第15節 社会秩序の維持	第1項 公安警備計画	風水-235
	第2項 帰宅困難者対策	風水-236
第16節 被災者のニーズ把握と情報提供	第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	風水-237
	第2項 相談窓口の設置	風水-238
	第3項 安否情報の収集・提供	風水-238

第17節 自発的支援の受入れ	第1項 ボランティア活動の受入れ	風水-240
	第2項 義援物資・義援金の受入れ	風水-244
第18節 公共施設等の応急復旧活動	第1項 道路・橋梁	風水-246
	第2項 河川・内排水施設	風水-247
	第3項 その他の公共施設	風水-247
	第4項 二次災害の防止	風水-248
第19節 ライフライン施設の応急復旧活動	第1項 上水道施設災害対策	風水-250
	第2項 下水道施設災害対策	風水-252
	第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	風水-252
第20節 文教対策	第1項 応急教育	風水-254
	第2項 応急保育	風水-259
	第3項 文化財応急対策	風水-260
第21節 在港船舶対策		風水-261
第22節 農林水産災害応急対策	第1項 事前及び事後対策	風水-262
	第2項 農業用施設等応急対策	風水-262
	第3項 農産物対策	風水-263
	第4項 畜産対策	風水-263
	第5項 林産物対策	風水-264
	第6項 水産対策	風水-264
第23節 災害救助法の適用	第1項 災害救助法の適用	風水-265
	第2項 減失世帯の算定	風水-266
	第3項 災害救助法の適用手続き	風水-267
	第4項 災害救助法による救助の内容等	風水-268
	第5項 救助業務の実施者	風水-271
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧対策本部の設置	第1項 災害復旧対策本部組織計画	風水-272
	第2項 職員配備計画	風水-277
第2節 復旧・復興の基本的方向	第1項 復旧・復興の基本的方向	風水-280
	第2項 被災の程度に応じた基本的方向	風水-280
第3節 迅速な現状復旧の進め方	第1項 公共施設災害復旧事業計画	風水-281
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	風水-281
	第3項 激甚災害の指定	風水-284
第4節 計画的復興の進め方	第1項 災害復興方針・計画の策定	風水-285
	第2項 災害復興事業の実施	風水-285
第5節 被災者の生活再建等の支援	第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	風水-286
	第2項 罹災証明書の発行	風水-287
	第3項 生活確保資金の融資等	風水-289
	第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	風水-293
	第5項 雇用の確保	風水-295
	第6項 災害復興基金の設立	風水-295
第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第1項 中小企業等の復興支援	風水-296
	第2項 農林水産漁業の復興支援	風水-296